資料２

公聴会（令和８年５月１６日）における意見要旨と事業者見解

公述人	意見要旨	事業者見解（6 月 25 日時点）
公述人１	・地域住民として、工場や物流センターを中心とした開発方針に強い懸念がある。 ・戦争などの影響で国際物流やエネルギー供給が不安定化しており、従来の前提に基づく物流拡大や工場の設置による地域発展には限界がある。 ・英国や千葉県内の事例を踏まえ、農業・観光・エコツーリズムなど自然を活かした持続可能な地域振興への転換を提案する。 ・特に下大和田町の里山を拠点として、地産地消や体験型事業を推進することが望ましい。 ・この地域は農地や水源が残っているが、一度失われると回復が困難であるため、その保全が極めて重要である。 ・周辺に既に多くの物流施設が存在する中で同様の開発を続けることは、地域の将来性を損なうおそれがある。 ・千葉市は、事業者に対し自然保全を前提とした開発方針への転換を求め、自ら土地を取得し未来のための資産として守ることを強く望む。	・本事業は地域の持続的な経済自立と雇用創出を支える産業基盤の整備を主目的としており、工場や物流センターを中心とした開発方針としています。 ・国際情勢の懸念は理解いたしますが、ネット通販拡大等による物流施設や、食品・工業加工といった製造拠点の需要は高まっています。本計画地の高い交通利便性を活かし、環境と調和した産業基盤を整備することで、市の産業発展と雇用創出に貢献します。 ・自然保護やレクリエーション施設等への転換という提案の理想を尊重しつつも、産業基盤の整備を主目的として現計画を推進します。 ・エコツアー等の実績が当該地ではこれまで乏しく、地域の持続可能性を担保するためには、社会経済情勢の変化に応じた新たな土地利用が必要不可欠であると判断しています。 ・下大和田の谷津田および希少な生態系への影響を重く受け止め、適切な環境保全措置を講じることで水環境を維持し、開発と豊かな自然資本の共生に万全を期します。 ・近隣の既存施設に関するご懸念は認識しておりますが、ネット通販の拡大等により、インターチェンジ周辺における大型物流施設や製造拠点の需要は今後さらに高まると見込んでいます。本事業はこうした立地特性を最大限に活かし、環境と調和した次世代型の産業基盤を整備することで、地域の持続的な発展と雇用創出に寄与してまいります。 ・千葉市に対するご要望につきましては、事業者として見解を申し上げる立場にございません。
公述人２	・新設予定のアクセス道路が農振農用地の水田を通過する計画となっており、営農組合などが反対しているのにもかかわらず、計画の見直しや撤回されていない点に疑念がある。 ・一部の地元への説明の場において交渉が進展しているかのような説明をしており、説明の整合性及び情報の正確性に疑念を感じている。 ・情報開示や住民説明が不十分なまま計画が進めば、地域内の不信や対立を招き、営農の継続にも悪影響を及ぼすおそれがある。 ・大型車両の通行が想定されるためガソリンスタンドが立地する県道との交差部において交通事故リスクが高まる可能性があり、安全対策に課題がある。 ・災害時には道路がボトルネックとなり、避難や緊急対応に支障を及ぼす危険性がある。 ・騒音や排気ガスにより周辺事業所の労働環境が悪化する懸念がある。 ・本地域は下大和田一帯の生態系を支える重要な環境であり、希少生物の生息環境があるので改変は慎重に検討すべき。 ・環境影響評価について地域住民等への説明が不足しており、情報公開・合意形成のプロセスが不十分である。 ・水田が担ってきた治水機能の喪失により、広域的な水害リスクが増大するおそれがある。 ・以上を踏まえ、環境および地域社会への影響を再評価し、必要に応じて計画の見直しを行うことを強く求める。	・新設道路予定地に農用地区域（農振農用地）が含まれていることについては、事業推進における法的要件として認識し、関係機関と協議を継続しています。 ・現在に至るまでに事業主である弊社が開催させて頂きました説明会は、主に事業区域周辺を対象とした地元説明会になります。地元説明会では、環境影響評価に関する説明も含まれますが、主に事業全体に関する計画の説明、進捗に関する説明等を中心に実施して参りました。また、説明会の中では、質疑応答やご要望等に関してもお聞きすることもあり、周辺地域の皆様に出来る限りの情報提供とご理解を得るように努めて参りました。ただし、現段階までの説明会におきましては、まだ環境影響評価の段階であることもあり、説明しきれていないこともあるかと思いますが、今後も正確な情報を周辺地域の皆様にご提供して参りたいと思います。なお、周辺地域の皆様とさらに具体的な交渉等を進めるような段階になりましたら、事業進捗に合わせて引き続きご説明の場を設け、丁寧な対応に努めてまいります。 ・住民説明や情報公開については適切に実施してきており、今後も計画に基づき地域社会と調和した事業推進に努めます。 ・大型車両の通行に伴う交差点等の安全確保については、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めます。 ・災害時の避難や緊急対応への影響に関するご懸念につきましては、有事の際も含め、所管の警察および千葉県と適切に協議を進め、安全かつ円滑な交通環境の確保に努めてまいります。 ・騒音や排気ガス等の生活環境への影響については、環境保全措置を講じることで影響の低減は十分に可能と判断しています。 ・下大和田の谷津田および希少な生態系への影響を重く受け止め、谷津田区域を開発から除外し、適切な環境保全措置を講じることで自然環境との共生を図ります。 ・環境影響評価や住民説明については手続きを通じて適切に実施しており、今後、地元説明会等では内容をより分かりやすく改善します。 ・森林等の洪水調節機能については、指針に基づき適切に配置される調整池によって機能を代替・補強し、水害リスクは現況以下に抑制します。 ・環境および地域社会への影響については、千葉市環境影響評価技術指針に基づき適切に予測・評

公述人	意見要旨	事業者見解（6 月 25 日時点）
		価を実施しており、計画の見直しを行う予定はありません。
公述人 3	・本開発計画は環境省の重要な里地里山に選定されているなど貴重な地域の開発であり、重要な地域特性に対する環境配慮が不十分であり、事業計画の見直しが必要である。 ・大量の残土搬出により生活環境へ悪影響が及ぶ懸念があり、計画の熟度が不十分の可能性があり環境保全対策がおろそかになる懸念がある。 ・進入道路に関して農地転用の不確実性や洪水リスクが存在し、計画の実現性に疑問がある。 ・進入道路の計画追加の経緯や市街化調整区域にあることの記載がなく、その妥当性についても疑念が生じている。 ・これらの課題を踏まえ、従来型の造成ではなく、生態系を考慮したゾーニングやエコロジカル・ランドスケープの導入による見直しが必要である。 ・事業の見直しには市・地元住民・NPO・有識者による検討会を設置したらどうか。	・「重要里地里山」の選定は管理手法の継続を義務付けるものではありませんが、谷津田区域を開発から除外するなど環境保全に最大限配慮した計画としており、見直しの予定はありません。 ・残土搬出に加え、伐採樹木の搬出についても最大影響を見込んで精査した運搬計画を踏まえ、再予測・評価の結果を今回の審査会で提示の上、評価書に反映させます。 ・進入道路が鹿島川を跨ぐ箇所については余裕のある通水断面を確保したボックスカルバート構造を採用し洪水リスクを防止しており、農地転用については関係機関と協議中です。 ・市街化調整区域および農振農用地の指定状況は法令遵守の観点から重要事項であり、今後の評価書において適切に記載・反映するものであり、意図的に記載しなかったわけではありません。 ・生態系を考慮し、企業用地を集積させて周囲に残置・造成森林を配置することで周辺の自然環境と連続性を持たせる計画としています。 ・検討会の設置や事業計画の見直しにつきましては予定しておりませんが、環境影響評価の審査結果を踏まえ、適切に環境保全措置を講じて事業を推進してまいります。
公述人 4	・下大和田谷津田は市内でも特に自然環境の評価が高く、生物多様性と地域環境が長年の保全活動により維持されてきた貴重な場所である。 ・自然観察会や農作業体験、保全活動を通じて、人と自然が関わりながら環境が維持されてきた経緯がある。 ・開発計画の影響により立ち入りや保全活動が制限され、既に環境の悪化が進みつつある。 ・方法書の市長意見にあった住民団体への意見聴取は一度も行われていない。また、現状を評価対象外とする説明には疑問がある。 ・谷津田は人の手によって維持される二次的自然環境であり、単に残すだけでは十分な保全とはならない。貴重な生態系や景観が失われている。 ・開発自体に反対するものではなく、谷津田の生物多様性保全上重要でかけがえのない地域であることを知っている活動団体として、保全に向けて協力していきたいと考えている。	・谷津田における保全活動の意義や、生物多様性に関する高い評価については十分に認識しております。 ・これまでも事業に協力的な方々による活動については柔軟な協議を行ってきましたが、現在は私有地の管理責任および安全確保の観点から立ち入りを制限せざるを得ません。 ・立ち入り制限による植生遷移等の環境の変化については、事後調査を通じて状況の把握に努め、土地所有者として適切な対応を検討します。 ・市長意見に対する適切な対応として、アセスメント調査の一環で活動実態を直接確認し予測に反映させる等を行っています。特定の活動が制限されている現状は環境影響評価の評価軸とは性質が異なり、評価のやり直しは不要と考えています。 ・谷津田を単に残すだけでなく、周囲に森林を配置し雨水浸透施設を設置するなどして、谷津田の湿地環境を維持する水循環や生態系ネットワークの保全に努めます。 ・将来的には適切なルールのもとで地域社会に寄与する環境整備に努めていく所存です。
公述人 5	・造成計画に伴う大量の残土および木材搬出時の交通安全が懸念される。 ・1 日あたり２２０台と多数の大型ダンプが狭い道路や通学路、県道 17 号線を通行する計画となっており、工事用の車両の走行による安全評価を環境影響評価に入れるべきである。 ・事業者が最初の計画にはなかった県道 17 号線道路を使用すると発言するなど、事業者の説明の一貫性に疑問がある。 ・狭隘で見通しの悪い道路条件では大型車両の頻繁な通行に対応できず、計画の現実性に欠けている。 ・残土発生量の抑制のため、段階的造成など、造成方法の見直しをすべき。 ・交通安全の観点を環境影響評価に組み込み、実効性のある安全対策を講じることが求められる。	・残土や伐採廃棄物の搬出にあたっては、主要幹線道路を優先的に活用するなど、住宅地や通学路への負荷を避けるルートを選定し、交通安全の確保に万全を期します。 ・工事の本格着手に先立ち県道 131 号からの専用の取付道路を最優先で整備し、既存の下大和田町 17 号線を主要な工事車両が常用することはないため、追加の安全評価は予定していません。 ・下大和田 17 号線の使用については、事前調査等で関係車両が通行する可能性は考慮した上で極力使用しないと説明しており、今後、地元説明会等で再度丁寧に説明します。 ・県道 131 号等の走行については、日中の運行を原則とし、運転手への徹底した安全教育を行うことで事故防止に努めます。 ・残土発生量については、産業用地としての平坦性を追求しつつ可能な限り切盛バランスの最適化を図った結果であり、現計画が現実的な最適案であると考えています。 ・交通安全については、所轄警察署等と協議を進め、交差点形状の工夫や適切な交通安全施設の整備を検討し、実効性のある対策を講じます。
公述人 6	・下大和田谷津田はニホンアカガエルなどの希少種を含む生物多様性に極めて優れた地域であり、湧水や稲作など人の管理によって環境が維持されている重要な場所である。 ・スナヤツメ、ギバチなど多くの重要種や絶滅危惧種が確認されており、生物の生息環境として高い価値を有している。 ・事業者は「現状のまま保全する」としているが、具体的な維持管理方法や保全体制が示されていない。	・下大和田の谷津田が多種多様な動植物を育む貴重な生態系を有し、人の管理によって環境が維持されてきた重要な場所であることは深く認識しています。 ・これら重要種の生息環境を保全するため、核心部である谷津田を開発区域から完全に除外し、環境保全措置を講じる計画としています。 ・除外地における将来的な管理のあり方については、農地法等の制約を踏まえ、地権者の皆様等と誠実に協議を継続していく必要があると考えています。

公述人	意見要旨	事業者見解（6 月 25 日時点）
	・人の手入れが不可欠な環境であるにもかかわらず、その管理の仕組みが計画に組み込まれていない点が問題であり、このままでは生物多様性の維持が困難となるおそれがある。 ・将来世代に貴重な自然環境を引き継ぐために、事業者と活動団体が協議して残すなどの検討をお願いしたい。	・供用開始時には進出企業等で構成される管理組合を立ち上げ全体の維持管理を行う仕組みを想定していますが、谷津田の具体的な保全手法等の詳細は今後の行政協議等を経て確定していきます。 ・活動団体との協議等については、将来的には適切なルールのもとで地域社会に寄与する環境整備に努めていく所存です。
公述人 7	・長年保全活動に関わってきた立場から、開発による自然環境の喪失に強い危機感を抱いている。 ・水田や森林は地下水の涵養や水質浄化など重要な役割を果たし、鹿島川や印旛沼へとつながる水環境を支えている。 ・開発後も 70%以上の涵養量を維持できるとする事業者の説明は、具体的根拠や施設内容が不明確であり実効性に疑問がある。 ・湿地という地盤条件を踏まえると、土壌改良剤を使用することになると思われ、雨水浸透ますが計画通りに機能するかについて検証を求める。 ・物流施設中心ではなく、自然環境や地域特性を生かした農業・教育・保養・レクリエーションなどの活用を検討すべきである。 ・自然にかかわるこどもたちを育てることが本当の投資ではないか、計画の再検討を求める。	・保全活動に関わってきた方々の自然環境喪失に対する危機感を重く受け止め、谷津田区域を開発から完全に除外し、現状のまま保全する計画としています。 ・森林土壌が持つ保水機能や水質浄化等の多面的な役割は不可欠な要素であると認識しており、雨水浸透施設や調整池の設置により水環境への負荷を低減します。 ・涵養量の維持予測は、水収支の算定式を用いて定量的に算出した科学的根拠に基づくものです。 ・雨水浸透施設の設置にあたっては、土壌改良による影響や地盤条件を十分に検証した上で、施設が適正に機能するよう適切な設計を行ってまいります。 ・自然保護やレクリエーション施設への転換といった提案は尊重しつつも、本事業は持続的な経済自立と雇用創出を支える産業基盤の整備を主目的としています。 ・次世代へ自然環境を引き継ぐことを最優先事項としつつ、産業活動が共生できる次世代型の拠点形成を目指すため、現行計画を推進します。
公述人 8	・誘致企業の業種が未定のまま環境影響評価が進められており、説明責任が不十分で予測の妥当性にも疑問がある。 ・業種によって環境影響が大きく異なるにもかかわらず、最大負荷のみを想定した評価では不十分であり、より具体的で積極的な環境配慮が必要である。 ・環境保全を進出企業任せとする姿勢や、企業選定基準が不透明である点に懸念がある。 ・事業者自身が明確な環境保全方針と具体的な基準を示すことが求められる。 ・雇用創出効果についても進出企業の業種が未定である以上具体性が乏しく、十分な説得力を欠いている。 ・市民からは雇創出用よりも生物多様性の保全を求める声が多い。 ・自然環境を尊重しながら持続可能な地域づくりをどう実現するかを求めたい。市民は事業者からの適切な説明と検討をもって開発計画に向き合いたいと考えている。	・具体的な企業名は未定ですが、食品加工、研究開発、工業加工、物流・倉庫の 4 業種を想定し、原則として環境負荷が最大となる条件や現実的な業種配分で安全側の評価を行っています。 ・水利用量に関してはインフラ整備計画に直結するため、より現実的かつ精緻な業種配分に基づき設定しており、十分な予測を行っています。 ・環境保全は企業任せにするのではなく、進出企業による環境負荷管理を契約による拘束力で担保し、実効性の高い責任体制を構築します。 ・開発事業者として、地下水を利用しないことや環境配慮の内容を遵守することを立地条件として明確に位置づけています。 ・雇用創出の具体性についての懸念に対しては、具体的な企業名まで確定させる時期にはありませんが、市の産業誘導方針等に基づき、地域社会との共生を重んじる信頼性の高い企業の誘致に注力します。 ・市民からの生物多様性保全を求める声を受け止め、谷津田区域を開発から除外し環境保全措置を講じることで、開発と自然の共生を図ります。 ・地域社会との共生を重んじ、適切に住民説明を行いながら、環境と調和した持続可能な産業基盤を整備していきます。
公述人 9	・30by30 やネイチャーポジティブといった国際的な生物多様性保全の観点から見て、本開発計画は自然との調和が十分に図られているとは言えない。 ・開発により森林の大部分が失われ残置森林もわずかである。 ・開発により 4 分の 1 の水が失われたら、谷津田は乾燥化がすすみ、致命的である。 ・計画地は水源涵養や生物多様性の面で極めて重要であり、本計画はその自然環境を損なう内容となっている。豊かな自然環境を活かした開発計画にしていただきたいと思う。 ・廃棄物の搬出に伴い県道 131 号線を大型車両が通行することによる通学路の安全対策が無策であることが遺憾である。 ・大量廃棄物を発生させない開発計画を求める。 ・住民への丁寧な情報提供と十分な説明機会の確保が求められていると思う。	・30by30 やネイチャーポジティブの理念については、谷津田の保全区域設定や環境保全措置等を通じて実質的に合致する内容となっており、法規制の遵守と地域経済の持続性を前提とした現実的な共生を図っています。 ・森林確保については、谷津田区域を除外した上で、千葉市の審査基準を厳格に遵守し、現況森林の 25%以上の緑地を確保しています。 ・涵養量の減少については、雨水浸透施設等の設置により理論上 23.6%の減少幅に抑えられ、地域の生態系に致命的な支障を及ぼさないことを定量的に確認しています。 ・豊かな自然環境を活かした開発への変更という要望に対し、本事業は地域経済の自立や雇用創出という主目的を損なうため大幅な計画変更は困難ですが、環境保全に最大限配慮します。 ・県道 131 号線の通行については無策ではなく、日中の運行を原則とし、運転手への徹底した安全教育を行い、関係機関と連携して安全な運行管理に努めます。 ・大量廃棄物については、設計過程において可能な限り切盛バランスの最適化を図り、伐採木も再資源化を図るなど発生抑制と有効活用に努めています。

公述人	意見要旨	事業者見解（6 月 25 日時点）
		・住民への情報提供については、今後も地元説明会等を通じて分かりやすい説明を心がけ、適切に実施してまいります。
公述人 10 ※後日意見受領	・本開発計画は谷津環境への影響、特に湧水や地下水への影響評価が不十分である。 ・南側台地の湧水が重要な水源であるにもかかわらず、単純なモデルにより開発後も約 7 割維持されるとする評価は、モデルが適用できるかの検討が行われていない。 ・台地の開発により湧水枯渇や地下水位低下の事例があるにもかかわらず、現状の評価では台地開発が与える影響を正しく見積もっていない。 ・森林の雨水浸透や洪水防止機能が十分に評価されておらず、森林伐採後に造成が計画されている「緑地・広場」を森林の代替とする前提は妥当ではない。 ・近年の豪雨時における流出水による冠水被害の事例を踏まえると、森林の多面的な機能を十分に評価することが重要である。 ・準備書のようにシンプルな方法で開発が湧水や地下水に与える影響が小さいとする評価が今後の類似した開発計画でも取り入れられ、谷津環境が悪化することが心配である。	・湧水や地下水への影響評価は不十分ではなく、各種原単位や観測データを基に、水収支の算定式を用いた定量的な予測を行っています。 ・予測に用いたモデルは、各種原単位や観測データを基にして、一般的な水収支の算定式を用いたものであり、本計画地の評価に適用できないということはありません。 ・他事例を踏まえたご懸念は理解いたしますが、本計画地の土地利用面積や気象条件を直接予測に反映させることで、より本計画地の状況に即した適切な予測となるよう努めております。 ・森林の機能が代替できないとの懸念に対し、雨水浸透施設や調整池の整備、在来種を用いた植栽による緑地化などを組み合わせることで、水循環や生態系ネットワークを補完・維持します。 ・豪雨時の機能についても、調整池によって開発区域からの雨水流出を確実に一時貯留し、下流河川への負荷を現況以下に抑制するため、冠水等のリスクは防止できます。 ・今後の他の開発計画における評価手法の取り扱い等につきましては、事業者として見解を申し上げる立場にございません。
公述人 11	・緑地・森林面積の確保として示された 25%は法的最低基準に過ぎず、生物多様性保全やネイチャーポジティブの観点からは不十分であり、50%でも不十分と思う。 ・森林をより多く残す複数の開発案や具体的な環境対策、誘致企業の内容が示されておらず、生物多様性の指標やＣＯ２削減量、希少種の保全について具体的な方策と効果を示すべき。 ・開発に反対しているわけではない。自分たちも地域のことを考えており、地域でこれまで保全活動を行ってきた自分たちに相談してもらいたい。 ・自然を生かした農業・福祉・観光などの開発とし、自然環境やエコロジカル・ランドスケープ、生態系を大事にした景観が残れば大きな財産となるので、開発計画の見直しを願う。 ・計画の見直しの際は相談してもらいたいと思う。	・森林確保率 25%については、谷津田区域を開発から除外した上で法令に基づいた適正な開発規模を維持しており、これ以上の緑地拡大は事業採算性の観点から極めて困難です。 ・CO_2削減等についての定量予測や希少種の環境保全措置は講じていますが、具体的な誘致企業等の詳細は未定であり、現在の計画が最適案であると考えています。 ・これまでも保全活動に協力的な方々とは柔軟に協議を行っており、将来的にも適切なルールのもと地域社会に寄与する環境整備に努めます。 ・自然を生かした農業・福祉・観光等の開発への見直しの要望に対しては、本事業は持続的な経済基盤等を創出する産業基盤整備を目的としており、現行計画を推進します。 ・計画の見直しは予定していませんが、将来的な管理のあり方等については今後も地権者等と誠実に協議を継続していきます。
公述人 12 ※後日意見受領	・長年谷津田に関わってきた立場であり、特に下大和田の自然の最も重要な役割を果たしている水について懸念している。 ・20 年以上にわたり森、水辺の手入れや水辺管理、無肥料・無農薬による米作りを継続しており、田んぼは谷津田の豊かさの象徴である。 ・田んぼは生き物たちにとって貴重な水辺であり、谷津田の水のおかげで豊かな生態系が保たれている。 ・この地域にはレッドリスト掲載のトンボ類やニホンアカガエル、ミナミメダカなどの貴重な生物が生息し、豊かな生態系が維持されている。 ・豊かな生き物同士の関係によって肥料や農薬に頼らない農業が成立している。 ・開発による森林伐採や台地の掘削、表面の舗装は避けられず、雨水浸透施設や緩衝緑地の確保では森林本来の機能を十分に代替できない。 ・残された田んぼで米作りをしても、農業も肥料や農薬を多く使うことになり、生物が激減すると思う。 ・一度破壊された自然を回復させるのは不可能である。	・水に関する懸念については、雨水浸透施設の設置や未舗装緑地帯を配置し、谷津田へ供給される湧水量の維持に最大限配慮しています。 ・これまでの無肥料・無農薬の米作り等の保全活動の意義は十分認識しており、植生等の変化は事後調査を通じて把握し、適切な対応を検討します。 ・田んぼの水辺環境と谷津田の豊かな生態系への影響を重く受け止め、核心部である谷津田区域を開発対象から除外し、現状のまま保全します。 ・貴重な生物の生息環境を維持するため、専門家の指導のもとで適切な環境保全措置を講じ、開発と自然環境の共生に万全を期します。 ・本事業におきましては計画地内で農業を行うことは想定しておりません。なお、計画地内に設ける緑地の維持管理にあたっては、周辺の自然環境への影響に配慮し、極力、肥料や農薬を使用しない管理手法を検討してまいります。 ・森林機能の代替が不十分との懸念については、雨水浸透施設等の設置により涵養量の減少幅を理論上 23.6%に抑えられ、生態系に致命的な支障を及ぼさないことを定量的に確認しています。

公述人	意見要旨	事業者見解（6 月 25 日時点）
	・千葉市に残された豊かな自然は将来のために市民共有の財産として残さなくてはならない。 ・千葉県の最重要保護生物であるミゾゴイの繁殖が確認されている極めて貴重な場所である。	・除外した谷津田区域の将来的な管理のあり方につきましては、農地法等の制約を踏まえ、今後も地権者の皆様等と誠実に協議を継続し、適切な対応を検討してまいります。 ・一度破壊された自然の回復が困難である点は十分に認識しており、施工・供用の各段階で環境モニタリングを実施し、影響を最小限に留めます。 ・豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐことを最優先としつつ、持続可能な産業基盤の構築という社会的使命を果たすため、経済的活力と環境保護を両立させます。 ・ミゾゴイについては環境省の資料に基づき、営巣林全体を保全して事業区域から除外することで、影響の回避・低減を図っています。